

Title	産業連携等に係る利益相反マネジメント：調査結果から見える日本の現状・特徴・課題(産官学連携(3),一般講演,第22回年次学術大会)
Author(s)	伊地知, 寛博
Citation	年次学術大会講演要旨集, 22: 788-791
Issue Date	2007-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7394
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

産学連携等に係る利益相反マネジメント： 調査結果から見える日本の現状・特徴・課題

○ 伊地知 寛博（成城大学／一橋大学イノベーション研究センター）^{*1}

1. はじめに

産学連携における利益相反とは、大学・公的研究機関等において研究活動等を実施する際、当該教員・研究員が本務以外に学外等との利害関係を有する場合に、本務における利害関係とそれ以外の利害関係とが衝突する状態を指す。たとえば、教員が企業等からも研究資金等を得て研究を実施している場合に、本来、研究は科学的に公正であるべきであるにもかかわらず、研究にバイアスがかかるようなことが一例である。そして、研究等のインテグリティ (integrity) を確保するためには、利益相反が実際に生じているか否か以前に、第三者から利益相反が生じていると見なされないようにすることが重要である。利益相反一般については法令等によって禁止される状況が明示されている場合が多いが、産学連携・技術移転等における利益相反については、そのような外観 (appearance) を生じないように適切にマネジメントしていくことが肝要である。

このように利益相反は、産学連携や技術移転といった対外的な活動にも関与することによって必然的に生じる可能性があり、産学連携や技術移転に付随する本質的な課題である。したがって、産学連携や技術移転を単純に抑止するのではなく、利益相反に伴う問題を大きく引き起こさないようにしつつ、研究や連携活動、技術移転をいかに推進させていくか、ということが重要である。

国際的に見れば、とくに米国において利益相反に起因する重大な問題がたびたび生じてきていることもあり、そのような経験も踏まえ課題を克服していくために、学界や政府機関を中心として議論が深められ利益相反のマネジメントが進展している。

他方、我が国においては、1990年代に入って急速に活性化された産学連携・技術移転活動の促進からそれほど間を置かずに利益相反のマネジメントについての検討^{*2}や体制構築が図られてきたこともあるが、顕然となった重大な問題はなかったといつてよい。広く、産学連携や技術移転に係る利益相反について知られることになったのは、2004年に生じたアンジェス MG 社に関わる事案であろう。当該企業自体においては適切に対応されていたにもかかわらず、一般に誤解が抱かれるようにマスコミに報道された。後述するように、文部科学省による毎年の調査から、とくに、2005年度において利益相反ポリシーの整備が進んだことが確認されるが、このような整備の進展は、この事案の出来が契機となったとも指摘されている〔西尾・西澤、

2005；東北大学研究推進・知的財産本部、2005〕。これは、とくに先導的に取り組んでいる大学・研究機関において、新たに生じる課題に真摯に対応し、組織としても経験を蓄積してきていることの証左でもあろう。

ただ、昨今では、大学・公的研究機関の教員・研究員らから構成され、国から助成される研究費に基づいて実施された薬（リン酸オセルタミビル（タミフル））の副作用の影響に関連した研究プロジェクト（「インフルエンザに伴う随伴症状の発現状況に関する調査研究」）において、その薬の製造販売業者（中外製薬株式会社）より教員・研究員らが大学等において相当の額の寄附金を受けていたことがマスコミを通じて報道され、この研究プロジェクトにおいては公正に研究を実施できないのではないかとという外観が生じて、結果としてプロジェクトから当該教員・研究員等が外されるといった事案も出てきた^{*3}。

すでに、利益相反の定義や、国内外の利益相反のマネジメントに関するこれまでの経緯や課題などについては、伊地知 [2001] や、同じくこの課題に対して机上ではなく実践を伴って取り組んでいる識者らによるいくつかの報告・解説（西尾 [2006a, 2006b]、今田 [2007]、平井 [2004]、竹岡 [2005] 等）がある。

本稿では、我が国における取り組みの主要な経緯や現況を概観したのち、著者らが2006年に実施した調査の結果〔長岡・伊地知、2007〕をもとに、現状・特徴・課題について議論する。

2. 利益相反マネジメントー概要、制度の導入とそのための検討

利益相反マネジメントの定義や概念などに関する説明は割愛するが、本稿ではとくに要点だけに触れて、我が国における制度の導入とそのための検討といった展開の状況について述べることにする。

利益相反は、利害関係の衝突を起こす主体が、教員・研究員等といった個人である場合（“個人の利益相反 (individual conflicts of interest)” と呼ぶ）だけでなく、大学法人や研究開発法人といった機関が利害関係の衝突を起こす主体である場合（“機関の利益相反 (institutional conflicts of interest)” と呼ぶ）もある。特定の企業に関与している（株式等を保有している、当該機関が認定するベンチャー企業であって便宜や優遇措置を供与しているなど）際に、当該機関が本来有する公益性や公正性に影響を及ぼすような場合である。前者については後述するように展開が図られているが、後者についても引き続き課題として残っている。

利益相反マネジメントを考える際に鍵となる概念は、いずれもなかなか和語・漢語に訳しづらいが、“インテグリティ (integrity)”^{*4}（あるいは“研究のインテグリティ (research integrity)”）の確保、適切な“コーポレート・ガバナンス (corporate governance)”^{*5}、そして、良好な“コンプライアンス (compliance)”^{*6} である。とくに、コンプライアンスの具体的内容には、外部との関係に関する適時・適切な情報の開示と組織による承認の応諾が含まれる。機微に関わる場合もあるが、厳格な管理のもとに情報が蓄積・分析されることを通じて、潜在的利益相反の発見

註

^{*1}: 本稿で示される見解は専ら著者のものであり、必ずしもいかなる機関の見解を代表するものではない。

^{*2}: たとえば、奈良先端科学技術大学院大学 [2000-2002]、文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ [2002] などが挙げられる。

^{*3}: この事案でも、関与者（機関）等による公表資料によれば、各々に慎重な判断や行動が取られていたことが伺える。ここでは、この事案の事実関係やそれを取り巻く状況、および、関与者（機関）による判断等の妥当性について議論しているのではなく、利益相反の外観があるだけで研究の公正性に嫌疑がかけられる可能性があることに焦点を置いて主張していることに留意されたい。

などが可能になるとともに、ひとたび組織外から問題が提起されたとしても、それらの情報に基づき、広報担当部署などを通じて、組織としての正確かつ確かな情報発信を行うことも可能となろう。マネジメントの実現においては、ポリシーの策定のみならず、プロトコルの確立と着実な実施も重要な要素である。

我が国では、一種のガイドラインとして、文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループによる報告書[2002]が出されたのち、2004年6月に前述のような事案が出来たこともあり、理解の向上とより一層のシステム定着の促進を図るため、2004年8月3日に文部科学省の主催により「利益相反マネジメントを考える会」が開催された。2007年4月現在ならびにその時点までの利益相反ポリシーの整備状況は、表1、図1のとおりである。知的財産活動に熱心な大学等や、研究集約的大学であることの多い国立大学等において、整備が進められていることがわかる。

臨床研究に係る利益相反のマネジメントについては、人命にも絡むおそれがあり、より厳格な対応が求められることもあって、最近になって、別途、検討が進められてきている。文部科学省の支援による臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班によるガイドライン[2006]が公表されたのち、文部科学省科学技

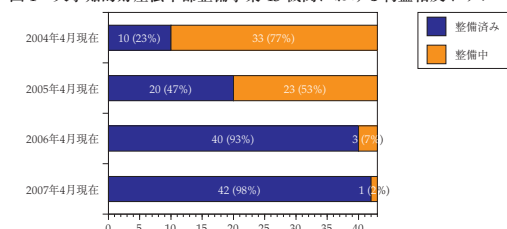
表1 国立大学等における利益相反ポリシーの整備状況（2007年4月1日現在）

国立大学等（大学、高等専門学校、大学共同利用機関）合計	92	100%
整備済み	60	65%
2007年度以降策定予定	21	23%
策定予定なし	11	12%

註：「策定予定なしはおもに教育大学」であるとされている。

出所：文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会[2007]。

図1 大学知的財産法本部整備事業43機関における利益相反ポリシー策定状況の推移



出所：文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会[2007]。

参考：西尾[2006a]は、文部科学省資料を引用して、2006年3月末現在の43の大学知的財産本部における「利益相反マネジメント」の整備状況について、次のように記述している：整備済み34機関、整備中9機関。

註

*4: 全体が首尾一貫して健全であるさまを指す。報告者は、その内容を表意する造語として「統律性」を提案している。

*5: “企業統治”とよく訳されるが、corporateは必ずしも企業に限定されず、法人を指すと考えることができる。法人外の多様な関与者(stakeholders)の視点も反映させながら行う法人の内部統制等の機能を指す。

*6: “法令遵守”と訳される場合もあるが、必ずしも法令に限定されない。組織の構成員が（法令のみならず、規則・規定・行動規範等も含めて）組織において従うように定められたことを遵守することを指す。

*7: 我が国において利益相反マネジメントの実施状況等について把握することを試みた先駆的調査として、新谷・菊本[2005]がある。この調査では、全国の大学を対象にしており、利益相反に関する検討を行った事例について8パターンを提示してその有無を確認している。結果として14事例が挙がっていた。典型的なパターンとしては、以下のようなものであった：学生が指導教員の報酬を伴ったベンチャー企業に関与している事例；兼業における活動や研究成果が本業と不分明である事例；大学の研究成果を活用したベンチャー企業等への経営に大学との共同研究や物品購入等の関係を伴って教員が関わる事例や、これら企業等に対する大学施設等の利用といった便宜供与に関わる事例。

術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会[2007]では、各大学等において臨床研究の利益相反ポリシーやマネジメント体制の整備等を行うことを期待している。さらに、厚生労働省においても厚生科学審議会科学技術部会の下に厚生労働科学研究における利益相反に関する検討委員会が設置されて、まさに検討が進められている。

先に利益相反に関連して生じた最近の事案を挙げたが、実際にマネジメント・システムが理想的に機能していれば、広報活動も含めて、組織としてより妥当な対応を取り得ることができたかもしれない。このように、利益相反については、単に、ポリシーを策定するだけでなく、実際にマネジメントを行い、マネジメント・システムを機能させることが肝要である。

そこで、以下の節では、利益相反マネジメントの整備や機能の状況等を把握するために最近実施した質問票調査の結果から、我が国の現状や課題について議論したい^{*7}。

3. 質問票調査から見た我が国の現状

3.1. 調査の概要

本報告者らは、我が国の主要大学・研究開発独立行政法人等における利益相反ポリシーの整備状況ならびに利益相反マネジメントの実施状況を把握し、また、マネジメントの実際の機能の状況、潜在的利益相反が生じる特徴的な状況を把握することを目的として質問票調査を実施した。この調査は、2006年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」の一つである「上流発明の効果的な創造と移転の在り方に関する研究：共有にかかる特許権の一つのフォーカスにして」において実施された。

調査対象は、「スーパー産学官連携本部」、「大学知的財産本部整備事業」、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」の実施あるいは対象となっている機関、承認TLO〔上項と重複がある場合には省く〕、科学技術に関する研究開発を実施している独立行政法人の計133法人／機関とした。全体で77法人／機関から回答が得られ、とくに大学等の回答数は、44機関（回答率85%）であった。なお、ここでの「大学等」については、国立大学法人、学校法人のほか、大学共同利用機関法人等が含まれる。また、利益相反のマネジメントについては、通常、研究機関を単位として実施されているので、ここで回答機関の種別である「TLO」については、TLOそれ自体よりも、当該TLOともっとも関係の深い大学等に関することとして回答されている。なお、特定の大学との関係が深いあるいはその内部にあるTLOについては大学より一括回答されているので、回答における「TLO」は、いわゆる“広域TLO”が当たる場合が多い。

3.2. 利益相反マネジメント・ポリシーの整備状況、マネジメント・システムの保有と運用状況

図2に示されているとおり、回答機関のうちの大学等における約半数は、利益相反マネジメント・システムを保有し、また実際にマネジメント・システムを運用している。他方、約1/3の機関はマネジメント・ポリシーの作成にとどまり、マネジメント・システムの運用には至っていない。研究開発独立行政法人については、実際にマネジメント・システムを運用している機関は限られており、ほとんどの機関においてはマネジメント・ポリシーを作成しておらず、またマネジメント・システムも運用しておらず、大学等との差は著しい。

利益相反マネジメント・システムが各機関において整備されつつあるものの、実際にシステムが運用されまでに至っている機関は限られており、とくに、研究開発独立行政法人においてはその整備がまだあまり進んでいないことがうかがえる。

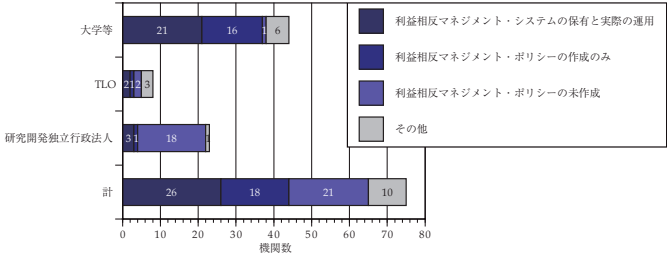
3.3. 利益相反についての慎重なマネジメントの対象としている事例の有無

実際に利益相反マネジメント・システムが機能しているかどうかを見極める一つの方法として、慎重なマネジメントの対象としている事例の有無に関する問いを設定した。利益相反マネジメントという概念に関する上述の説明にもあるとおり、産学連携・技術移転等において利益相反は不可避であり、これを組織として適切にマネジメントしていくことが重要である。そのため、潜在的利益相反あるいはその可能性があれば、組織として慎重にマネジメントを行うはずであり、また、その結果として大事には至らないように図られることが期待される。

図3に示されるように、回答機関のうちの大学等における約1/4の機関で、利益相反について慎重なマネジメントの対象とする事例が生じているとしている。これは、利益相反マネジメント・システムを実際に運用している機関の半数強に当たる。このことより、マネジメント・システムを実際に運用することにより、現に、健全な産学連携・技術移転等が図られるようになっていくことが窺える。

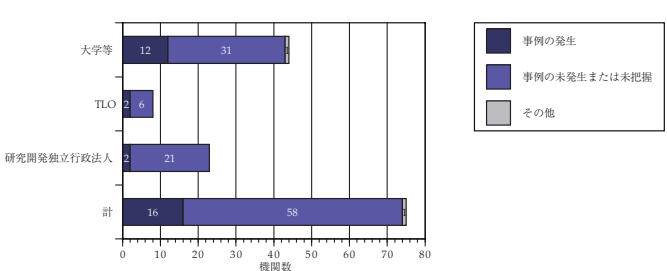
反対に、マネジメント・システムが運用されていなければ、当然該当するような事例は把握され得ない。まだ国内の多くの大学・研究機関において、たとえ利益相反マネジメント・ポリシーが策定されていたとしても、利益相反あるいはその外観があるとして、第三者から問題であるとして提起され、またそれに対して十分適切には対応できない可能性があることが示唆される。

図2 利益相反マネジメント・システムの保有・運用ならびに利益相反マネジメント・ポリシーの策定状況



出所：長岡・伊地知 [2007]

図3 利益相反について慎重なマネジメントの対象としている事例



出所：長岡・伊地知 [2007]

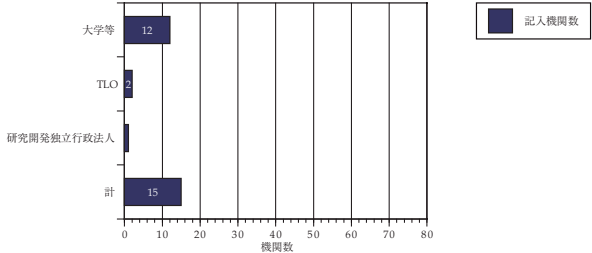
3.4. 利益相反が生じる可能性のある利害関係の特徴

利益相反が生じる可能性のある利害関係についてその特徴を明らかにしようとする問いであり、我が国においてはまだ数少ない試みである。15 機関から回答された45 の利益相反について（図4、図5参照）、慎重なマネジメントの対象とした事例について、それがどの局面での関係（利害関係）およびその組み合わせであるかを尋ねたものである。図6はその件数とパターンを表している。

これによると、多くの事例に共通する特徴的なパターンは、役員兼業（研究成果活用企業等の役員等との兼業）がなされており、この兼業実施関係が未公開株の保有や共同研究の実施等とも関連している場合である。具体的な状況としては、さらに、教員が設立したベンチャー企業における学生のアルバイト雇用や、大学施設内における大学発ベンチャー企業への実験・製造スペースの賃貸、利害関係者からの随意契約による物品の購入などが挙げられている。ついで、共同研究の実施が、役員兼業にとどまらず一般兼業や未公開株の保有とも関連している場合もパターンとして多く見られる。

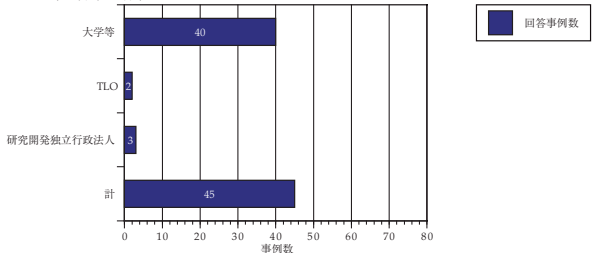
調査実施時点の状況としては、教員が経営に関与する大学発ベンチャー企業における活動に伴う関係と教員が大学において果たすべき責務・任務（教育、大学における研究）とのあいだで潜在的には利益相反が生じる傾向があることを示唆している。このことは、研究へのバイアスという局面よりは、教員等が大学で果たすべき職業専門的責務と学外での活動を通じた個人の私的利益とのアンバランスという局面のほうでの懸念が目立つ

図4 利益相反について慎重なマネジメントの対象としている事例における利害関係（記入機関数）



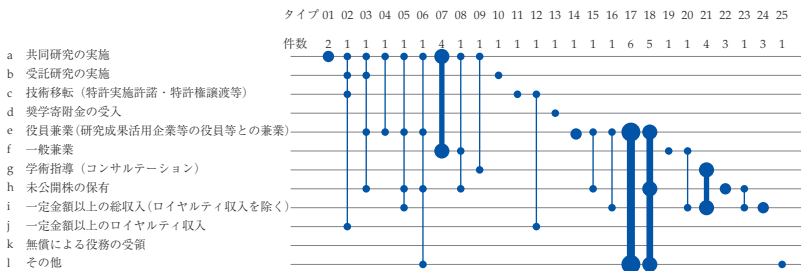
出所：長岡・伊地知 [2007]

図5 利益相反について慎重なマネジメントの対象としている事例における利害関係（回答事例数）



出所：長岡・伊地知 [2007]

図6 利益相反について慎重なマネジメントの対象としている事例における利害関係およびそれらの組み合わせ



出所：長岡・伊地知 [2007]

ていることを示している。また、本稿で述べた調査が実施された時点は、新谷・菊本 [2005] に示された調査が実施されてから1.5年しか経過していないが、この間に、多様な事例が浮かび上がり、また、実際に利益相反マネジメントの対象となってきたことがわかる。

4. まとめと議論

以上述べた調査結果を要約すれば、産学連携や知的財産活動等に熱心な大学等については、利益相反マネジメント・ポリシーの策定は進み、またその約半数の機関において利益相反マネジメント・システムも実際に運用されているが、研究開発独立行政法人においては、利益相反マネジメントが展開されていない機関がまだ多いことが明らかとなった。

利益相反マネジメント・システムの運用に伴い、機関として慎重に対応を行っている事例も増加している。我が国において多くの事例に共通して特徴的であるといえる状況は、教員・研究員等が役員兼業（研究成果活用企業等の役員等との兼業）を行う場合、あるいは共同研究に従事している場合に、さらに他の関係が加わった場合であることが、調査結果から示された。

しかし、利益相反について慎重なマネジメントの対象としている事例がまだ発生していないあるいは把握していないとする機関がかなり多いことを考えると、慎重なマネジメントの対象としている事例が少ない利害関係については、あまり注目しなくとも良いのではないかと考えることは早計であろう。利益相反マネジメント・システムが運用されておらず、そのためにまだ把握されていないのであるとするならば、実は、このような目立たない局面にこそ、後に第三者より問題であるとして提起されるような事案が隠れているかもしれない。先に述べた最近の事案においても、奨学寄附金の受入が一つの関係となっている。今後のマネジメントの展開にあたっては、引き続き、多様な利害関係についてコンフリクトが起り得ることを念頭におくべきであろう。

今後の課題としては、一つには、まだ本格的には取り組まれている“機関の利益相反”への対応であろう。現在、国立大学法人等は、いわゆる大学発ベンチャーの株式を取得することができるようになっているが、その取り扱いについては一定の制約があり、この面でコンフリクトが生じる可能性はまだ限定的であるかもしれない。他方、大学・研究開発独立行政法人等は、その機関からの研究成果を活用するベンチャー企業に対して、施設・設備の利用や研究試料の購入などの面で、他の企業と比較してより優遇した措置を講じている場合があり、機関としての適切な判断を担保できるしくみをもつことが肝要であろう。

また、臨床研究に係る利益相反のマネジメントについては、政府内部においてまさに検討が進められているところであり、その行方を見守りたい。

さらに、利益相反のマネジメントに関連して、公的な研究助成の在り方に関する構造的・制度的課題にも挑戦していく必要があることも指摘しておきたい。それは、国全体としての利益相反マネジメントへのアプローチである。国立大学法人化以前の日本と、大学の教職員は基本的に公務員の身分を有するフランスでは、「公職」に焦点を置いたアプローチである。そのため、当時の日本の国立大学に属する教官は、国家公務員法や国家公務員倫理法、人事院規則等の枠組みの中で、一定の制限がかけられていた。他方、米国や英国は、「公費」に着目したアプローチとなっており、特定の公的資金を受けようとする研究実施機関は、大学や公的研究機関だけでなく、民間企業であっても、実際に運用されている利益相反マネジメント・システムを有することが要件となっている。これらに対して、国立大学法人化

後の現在の日本においては、「公的機関」に焦点を置いたアプローチとなっており、「公的機関」としての性格を有する大学等（国立・公立・私立といった設立形態を問わず）や公的研究機関が、自律的に利益相反マネジメント・システムを保有・運用することが期待されている。ただ、この状況は、利益相反マネジメントの重要概念である“コーポレート・ガバナンス”の点において学外から牽制される規範が相対的に緩く、そのため、“コンプライアンス”の維持により腐心することになるという懸念がある。また、同じ公的研究資金を受けながら、民間企業・団体等についてはまだ利益相反マネジメント・システムの保有・運用が期待されていないこととの不均衡もあるかもしれない。このように制度を原理的に整理すると、早晚、我が国においても、「公費」に着目したアプローチに移行すべきであることが示唆される。

また、公的研究助成等において、とりわけ、トップ・ダウンで（あるいはいわゆる“戦略的”）に決定されるような研究プロジェクトや、政府等からの委託あるいは請負による研究プロジェクトの場合には、利益相反マネジメントの局面ではなく、研究資金配分そのものの在り方についても、深い検討が求められるよう。資金配分を行う機関・機構の側において、たとえば、期待される研究内容と見込まれる研究資源や資金との関係についても無理がないようなものであるように確認を行うなどの対応も必要とされる場合があるだろう。

謝辞

本稿で述べた調査は、2006年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」の一つである「上流発明の効果的な創造と移転の在り方に関する研究：共有にかかる特許権の一つのフォーカスにして」において実施された。ご支援を賜った特許庁ならびに財団法人知的財産研究所に謝意を表する。本研究の中核となる調査の実施にあたって回答にご協力を賜った調査対象機関の各位に、厚くお礼申し上げます。また、研究プロジェクトのメンバーを初めとして、調査事項の検討に際して参考となる情報やご意見を賜った研究会の参加者の皆様にも、感謝申し上げます。また、利益相反マネジメントに係る課題について、かねてよりともに検討・議論させていただいている皆様にも、感謝申し上げます。

さらに、この調査を実施したプロジェクトの研究代表者であり、調査の設計・実施や分析等において議論させていただいた長岡貞男教授（一橋大学イノベーション研究センター）、そして、回答された調査票のデータ入力・集計等において尽力してもらった平野琢氏（一橋大学大学院商学研究科経営学修士コース（当時））にも、厚くお礼申し上げます。

参考文献

- 伊地知寛博, 2001, 「産学間のインタラクションに係る利益相反・特許データによる実態分析およびマネジメントに関する主要国の現状」, 『組織科学』, 34, 54-75.
- 伊地知寛博・長岡貞男, 2007, 「日本の大学等と研究開発独立行政法人における上流研究からの発明の現状と知的財産権の取り扱いに関する研究報告」, 一橋大学イノベーション研究センター (URL: <http://www.iir.hit-u.ac.jp/> よりアクセス可能), 2006年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」成果.
- 今田 哲, 2007, 「産学連携と利益相反」, 玉井克也・宮田由起夫（編）, 『日本の産学連携』, 東京：玉川大学出版部.
- 新谷由紀子・菊本 慶, 2005, 「産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究」, 筑波大学産学リエンソン共同研究センター.
- 竹岡八重子, 2005, 「国立大学法人を中心としたコンプライアンスと利益相反マネジメントの関係」, 『産学官連携ジャーナル』, 1, 4, 17-19; 1, 7, 20-22.
- 東北大学研究推進・知的財産本部, 2005, 「利益相反・責務相反への対応についての事例研究」.
- 西尾好司, 2006a, 「利益相反のマネジメントの導入」, 長平彰夫・西尾好司（編）, 『競争力強化に向けた産学官連携マネジメント』, 東京：中央経済社.
- 西尾好司, 2006b, 「大学における利益相反のマネジメント」, 『研究レポート』, No. 277, 富士通総研経済研究所.
- 西尾好司・西澤昭夫, 2005, 「産学連携における利益相反マネジメント」, 西村吉雄・塚本芳昭（編）, 『MOT 産学連携と技術経営』, 東京：丸善.
- 平井昭光, 2002, 「連載講座「利益相反」」, (1)-(12), 『文部科学 教育通信』, Nos. 47-56, 58-59.
- 奈良先端科学技術大学院大学, 2000, 「産学連携と倫理に関する研究：大学における利益相反の日本型マネジメントの在り方について」.
- 奈良先端科学技術大学院大学, 2001, 「産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成」.
- 奈良先端科学技術大学院大学, 2002, 「産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成：仮想事例に基づくアンケート調査による検討」.
- 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会, 2007, 「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて（審議のまとめ）」, 2007年8月31日.
- 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ, 2002, 「利益相反ワーキング・グループ 報告書」, 2002年11月1日.
- 臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班, 2006, 「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」, 徳島大学.